

下呂市NET119緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音声での会話が困難な者が火災や急病などの緊急を要する場合の通報手段として、自らが保有する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等（以下「携帯電話等」という。）を利用して、NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の円滑な通報を行うための運用について必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 NET119を利用することができる者は、下呂市内に在住、在勤又は在学し、聴覚、音声・言語機能に障害があり音声で119番通報をすることが困難な者（以下「聴覚障害者等」という。）とする。ただし、下呂市内に在勤又は在学している者は、自身の居住地を管轄する消防本部が、NET119を運用していない場合に限る。

(運用体制)

第3条 聴覚障害者等からNET119による通報を受信した下呂市消防本部は、通報時に提供される測位情報及び災害情報の活用に加え、文字会話を開始することでその災害内容を把握し、下呂市消防本部消防活動規程（平成16年3月1日）に基づき緊急車両を出場させるものとする。この場合において、通報内容を確認した結果、通報者が本市の管轄外に所在すると判断したときは、その通報地点を管轄する消防本部に対し、速やかに通報内容を伝達する。

(申請)

第4条 NET119を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめNET119利用等申請書兼承諾書（様式第1号）を、消防長へ申請しなければならない。この場合において、聴覚障害者等に該当することを確認する必要がある場合においては、証明書類等の写しの添付を求めることができる。

利用者登録完了者は、登録情報に変更があった場合、または利用を中止したい場合は、速やかに様式第1号により申請しなければならない。

(決定)

第5条 消防長は、前条の申請があった場合、内容の審査を行い、利用することが適当と認められた場合は、申請のあった利用者のメールアドレスをNET119に登録

し、メール配信により、利用者登録の完了を通知するものとする。

2 前項の規定による審査により、登録ができないと認められる場合は、消防長はその旨及び理由を登録申請者に通知する。

(取消)

第6条 消防長は、次の各号いずれかに該当するときは、NET119利用者登録取消通知書（第2号様式）により利用者に登録の取り消しを通知する。

- (1) NET119を運営する上で重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる行為があったとき。
- (2) 不正な申請等が認められるとき。
- (3) 転出等により第2条に規定する利用対象者に該当しないこととなったとき。
- (4) NET119の利用意思が確認できないとき。
- (5) 利用者から廃止申請をされたとき。

(書類の管理)

第7条 消防長は、利用者から提出された申請様式等については、内容を審査し、NET119利用者台帳(様式第3号)に記載し、厳重に保管する。

(費用負担)

第8条 NET119の利用料は、無料とする。ただし、携帯電話等の利用に係る費用は、利用者が負担するものとする。

(補則)

第9条 この告示の運用により疑義が生じた場合は、その都度、関係機関と協議してこれを行う。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。